

高輪倶楽部



特定商取引法に基づく表示

提供事業者	株式会社喜望大地
運営責任者	喜多洲山
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪三丁目 25 番 22 号 高輪カネオビル 8F
問合せ先	TEL 03-3473-8882
	FAX 03-3473-8881
	E-mail info@takanawa.club
お支払方法	銀行引き落とし
	PayPal (3.6%手数料必要)
クーリングオフ	訪問販売または通信販売の方法により入会契約を締結された場合には、入会契約成立の日から起算して 8 日以内に、当法人宛に書面にてお申し出いただくことにより、入会契約を取り消すことが可能です。

高輪倶楽部・入会契約約款

本約款は、株式会社喜望大地（以下「当法人」といいます。）と、当法人の運営する「喜望大地・高輪倶楽部」（以下「高輪倶楽部」といいます。）への入会を希望する者との間において締結される、高輪倶楽部への入会、高輪倶楽部に関連する施設の利用および高輪倶楽部に関連する施設で提供されるサービスの利用等に関する契約の内容を定めるものです。

このほか、本約款は、高輪倶楽部の会員により各種サービスの利用者として登録された記名登録者の遵守すべき内容も規定しています。

なお、本約款において、以下の用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。

- ①本約款等 約款のほか、当法人が高輪倶楽部および高輪倶楽部に関連する利用に関して定める募集要項、細則等の一切についての総称
- ②本施設 別表 1 の場所に所在する高輪倶楽部に関連する施設
- ③各種サービス 施設の利用自体及び約款等に規定される本施設で提供されるサービス
- ④入会契約 本約款等を内容とする契約
- ⑤会員 当法人との間で入会契約を締結した者
- ⑥記名登録者 会員、特別会員が高輪倶楽部の利用者として記名登録した個人 記名登録者（第 3 条 2 項で定義します。）、法人記名登録者（第 3 条 3 項で定義します。）
- ⑦会員等 会員および記名登録者の総称

第1条 高輪倶楽部、本施設の目的は、高輪倶楽部メンバーのナレッジイノベーションを推進する交流の場として、また多様な分野の人々の出会いと交流および参加と貢献の中から、新しい価値を生み出すための場として、サービスの提供を行うことを目的とします。

第2条（会員の種類）

高輪倶楽部の会員は、正会員、特別会員の2種とし、このうち、正会員は個人正会員と法人正会員のいずれかとします。

第3条（正会員）

正会員は、第7条により、当法人に対し高輪倶楽部の正会員として入会を申し込み、当法人の承諾を得て、高輪倶楽部へ入会した会員（自然人（個人）、法人、その他団体を含みます。）をいいます。

2. 正会員のうち自然人（個人）名義で入会する会員（以下「個人正会員」といいます。）は、当法人所定の方法により自己の氏名を記名登録することにより各種サービスを利用できるものとし、当該個人正会員以外の者を各種サービスの利用者として登録することはできません。（以下、これにより登録された者を「個人記名登録者」といいます。）
3. 正会員のうち法人、その他団体名義で入会する会員（以下「法人正会員」といいます。）は、一つの入会契約に基づく会員の権利・義務（以下、かかる権利義務関係を「会員権」といい、一つの入会契約に基づく権利義務関係を「会員権一口」といいます。）につき1名（個人のみであり、法人その他団体を含みません。なお、当該1名とは入会する法人、その他団体に属する役職員であるものとします。ただし別途当法人が認めた場合においてはこの限りではありません。）を、事前に当法人の承認を得たうえで、当法人所定の方法により記名登録できるものとし（以下、これにより記名登録された者を「法人記名登録者」といいます。）、これにより、法人記名登録者は、各種サービスを利用できるものとします。
4. 前2項にかかわらず、当法人は、第23条に基づく特典、キャンペーン等として、各種サービスの利用者に関し、本条とは別段の定めをおくことができるものとします。

第4条（記名登録者） 記名登録者は、記名登録を受ける前に、本約款等を確認のうえ、本約款等の全条項を遵守することを誓約する当法人所定の書面（以下「誓約書」といいます。）に署名・押印し、これを当法人に提出するものとします。

2. 記名登録者の記名登録に関する当法人の承諾は、前項の誓約書が提出されていることを条件とします。

第5条（会員等の資格）

次に該当する者は、高輪倶楽部の会員等として、入会ないし記名登録を受けることができません。

- ①喜望大地との面識のない者。ただし、当法人が別途承諾した者についてはこの限りでは

ないものとしします。

②年齢満20歳未満の個人。ただし、当法人が別途承諾した者についてはこの限りではないものとしします。

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条2号に定義する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）、ならびに以下の者

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる者

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる者

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

オ 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 高輪倶楽部の会員となった者が前項3号に該当する者であることが判明した場合、または新たに前項3号に該当することとなった場合には、当該会員は、高輪倶楽部の会員としての資格を失うものとしします。この場合、当該会員は、会員としての資格を喪失すると同時に、高輪倶楽部を退会したものとみなし、各種サービスを利用する権利等、会員としてのいかなる権利、特典を失うものとしします。

3. 記名登録者につき、1項2号ないし3号に該当する事由があることが判明した場合、その記名登録は効力を失い、当該記名登録者は、各種サービスの提供を受ける資格を失うものとしします。

第6条（会員等の権利・義務）

会員は、会員が当法人に支払うべき第9条に定める会費、第16条に定める各種手数料等を支払い、その上で第17条1項に基づき定められる各種サービスの利用に応じその利用料を支払うことで各種サービスを利用できるものとしします。

2. 記名登録者は、当該記名登録者を登録した会員が当法人に支払うべき第9条に定める会費および第16条に定める各種手数料等を支払い、その上で、当該会員または当該記名登録者が、第17条1項に基づき定められる各種サービスの利用に応じその利用料を支払うことで、各種サービスを利用できるものとしします。

3. 会員等は、前項に定める権利を除き、本施設その他の本施設に付属する財産等に関し、所有権、賃借権を含む一切の権利を有しないことを確認します。

4. 会員等は、以下の各号に定める義務を負うものとしします。

- ①本約款等を遵守すること。
 - ②高輪倶楽部の健全な発展および会員等相互の親睦に貢献すること。
 - ③当法人もしくは他の会員等が、高輪倶楽部で展開する活動に積極的に参加、協力すること。
5. 会員は、各会員が記名登録者として登録した者、および高輪倶楽部に同伴または紹介した会員以外の者（以下「同伴者等」といいます。）の行為に責任を持ち、他の会員等の同伴者等に対し損害を与えないよう監督義務を負うものとします。なお、当該記名登録者または同伴者等が、高輪倶楽部での言動に関連して、当法人または他の会員等ないし他の会員等の同伴者等に対し損害賠償債務等を負う場合、その他当法人または他の会員等ないし他の会員等の同伴者等に対し損害を与えた場合には、会員は、記名登録者および同伴者等の監督義務違反による責めを負うほか、その損害賠償債務を連帯保証し、その完全な履行ならびにその損害の賠償の責を負うものとします。
 6. 本条各項の規定に関わらず、第 21 条の規定により会員資格停止とされた会員および当該会員が登録した記名登録者は、高輪倶楽部が提供する各種サービスを利用できず、会員等としてのいかなる権利も行使できないものとします。

第7条（入会契約の申込等）高輪倶楽部の会員となることを希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、本約款等の内容を確認し、その内容を全て承認したうえで、当法人所定の手続きに基づき、当法人に入会を申し込むものとします。

2. 当法人は、入会希望者の入会申込みを受け付けた後、当該入会希望者ならびに当該入会希望者が設定する記名登録者との面談を行います。
3. 当法人は、入会申込書および面談の結果等に基づき、入会希望者の入会および記名登録者の記名登録の諾否について判断し、入会希望者に対し、その結果を通知するものとします。なお、入会承認の通知は、会費支払方法の説明をもってこれに代えうるものとします。

第8条（入会契約の効力発生時期）

当法人と会員との入会契約は、以下の時点で効力が発生するものとします。会員となった者は、これ以降、特定商取引法で定めるクーリングオフの場合を除き、入会契約を撤回することはできません。

- ①個人正会員のうち、PayPal による会費の月払いを希望する者については、当法人所定の方法により、PayPal の登録がなされた時点。
 - ②法人正会員、および個人正会員のうち、会費の年払いを希望する者については、当該会員が、当法人所定の振込指定日までに、当法人所定の振込指定日の属する月の翌月を起算月とした初年度年会費と、別表 2 記載の初期登録手数料を銀行振込による方法で支払い、当法人がその全額の着金を確認した時点。
2. 入会契約の効力発生以後、入会希望者は、それぞれ会員としての権利を享受し、義務を負うものとします。

第9条（会費）

個人正会員と法人全員で会費を月払いとする会員の月会費については、以下のとおりとします。

①月会費の額

別表2記載の通り

②支払方法

銀行口座引落による支払。

③会費の発生時期 入会契約成立日の属する月の分から発生します。

④月会費の請求

当法人は、毎月20日時点で、翌月分の月会費を会員の利用する当法人提携カード会社に対して請求するものとします。なお、PayPal決済に関する事項は、PayPalに係る規約等によるものとします。

⑤その他

月会費の初回支払時には、別表2記載の初期登録手数料を併せて支払うものとします。

2. 法人正会員、および個人正会員での入会で会費を年払いとする会員の年会費については、以下のとおりとします。

①年会費の額

別表3記載の通り。

②支払方法

銀行振込による支払い。（前払い・但し、初回のみ）

③会費の発生時期

当法人の定めた振込指定日の属する月の分からとします。

④年会費の請求および支払日

初年度年会費は、当法人の定めた振込指定日までに当法人の請求に基づき銀行振込による方法で支払うものとします。なお、2年目以降の年会費は、毎年更新月の前月までに当法人の請求に基づき翌年分を銀行引落としによる方法で支払うものとします。ただし、別途当法人が支払日を指定する場合にはそれによるものとします。

⑤その他

第1回目の年会費の支払いの際には、初年度年会費に加え別表2記載の初期登録手数料を支払うものとします。

3. 当法人は、合理的範囲内で、会費の額、その支払方法および支払日を決定し、また変更できるものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。

4. 会員は、会費の支払債務と、当法人が会員等に対して負担する債務とを相殺することはできないものとします。

5. 会費は、第21条に規定する会員資格の停止期間中には発生しないものとします。

第 10 条 (退会)

会員は、当法人が定める所定の方法に基づき退会届を当法人に提出することにより、退会届提出日の翌月末日を退会日として、入会契約を解約の上、退会することが出来るものとします。

2. 会員は、退会日の満了をもって、会員としての一切の権利を失い、各種サービスを利用できなくなるものとします。この場合、退会した会員により記名登録された者も、各種サービスを利用する一切の権利を失うものとします。

3. 第 21 条に定める文書による注意または第 21 条に定める資格停止処分をもってしても会員の会費・各種手数料等の滞納が改善されない場合、当法人は、第 22 条に定める除名処分により会員を退会させることが出来るものとします。

第 11 条 (会費の返還)

会費を年払いとする会員が年度の途中で高輪倶楽部を退会する場合、会費の返還は行いません。

第 12 条 (会員等の登録事項の変更)

会員等が当法人に届け出た事項(会員等の氏名、住所等を含みますがこれらに限られません。)について変更が生じた場合、会員等はすみやかに当法人所定の方法により変更の届け出を行うものとします。

2. 前項に基づく変更の届け出を怠ったことにより会員等に不利益な事由が発生した場合でも、当法人は何ら責任を負いません。

第 13 条 (記名登録者の変更、追加、削除)

法人正会員が、第 3 条に基づき当法人が会員権一口につき記名登録者を複数人まで登録することを承諾した会員は、自身の会員権に係る記名登録者の変更、会員権一口当たりの記名登録者数の上限の範囲での記名登録者の追加、または記名登録者の削除(以下、記名登録者の変更、追加、削除を「記名登録者の変更等」という。)を希望する場合、当法人所定の方法により記名登録者の変更等の届け出を行うものとし、記名登録者の変更または追加の場合には、変更または追加を希望する記名登録者について、第 3 条 3 項および第 4 条 2 項に定める記名登録手続と同様に当法人の承認を経ることで、記名登録者を変更または追加できるものとします。

第 14 条 (会費の支払方法の変更)

個人正会員は、当法人が定める方法により会費支払方法変更届を当法人に提出し、その承認を受けることにより、当法人の指定する日より、会費の支払方法を月払い(クレジットカード払い)の方法または年払い(銀行振り込み)の方法に変更することが出来るものとします。

第 15 条 (会員種類の変更) 会員が、入会契約において定めた会員の種類の変更を希望する場

合、当該会員は差額を精算するものとします。

第16条（各種手数料等） 会員および記名登録者の登録または記名登録者の変更等の役務にかかる手数料（以下「各種手数料」といいます。）は、別表2記載のとおりとします。

会員等は、当法人に対する別表3記載の役務提供の依頼を撤回できないものとし、当法人は、一旦受領した各種手数料等を返還することはありません。

2. 当法人は、別表3の記載にも関わらず、合理的範囲内において、各種手数料等の額、支払方法および支払日を変更できるものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

第17条（各種サービスの利用）

当法人が会員等のほか同伴者等に提供する各種サービスの内容、利用料およびその支払方法等は、本約款の細則に定めるものとします。

2. 当法人は、その裁量をもって各種サービスの内容および利用料を改廃できるものとします。ただし、その改廃については、本施設内に相当期間掲示する等の方法により、会員等に周知するものとします。

3. 会員等は、当法人に対する各種サービス提供の依頼を撤回できないものとし、当法人が、一旦受領した各種サービスの利用料を返還することはありません。

第18条（会員等資格の譲渡および承継）

会員等たる地位およびこれに基づく権利は第15条に定める記名登録者の変更の場合を除き、譲渡、転売、貸与、担保の用に供してはならないものとします。

2. 会員等が個人である場合で会員等が死亡したときは、その死亡と同時に当然に会員等の資格は消滅し、高輪倶楽部を退会したものとみなし、会員等の地位は相続の対象にはなりません。

第19条（会員に対する処分） 当法人は、会員に対し、以下の処分を行うことができるものとします。

- ①文書による注意
- ②会員資格停止
- ③除名

第20条（文書による注意）

当法人は、会員に以下の事由が存する場合、文書による注意を行うことができるものとします。

- ①会費・各種手数料、各種利用料（料飲会社に対するものを含みます。）等（以下「会費等」といいます。）の支払いが遅れた場合
- ②会員または当該会員の記名登録した者ないし同伴者等（以下「会員関係者」といいます。）が、本約款等に違反した場合、もしくはその合理的疑いがある場合

- ③会員または会員関係者が、当法人による倶楽部の運営に協力しなかったり、他の会員等の高輪倶楽部の利用を妨げたりするなど、倶楽部の健全な発展を妨げるような言動を行った場合
- ④会員または会員関係者が、高輪倶楽部スタッフまたは他の会員または会員関係者に対し、威迫的または暴力的発言を行った場合
- ⑤その他、会員または会員関係者が、高輪倶楽部に不相当な行為を行った場合

第21条（会員資格の停止）

当法人は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、その会員の会員資格を停止することができるものとします。

- ①会費等を2ヶ月以上滞納、もしくは滞納することが見込まれる場合、または会費等を滞納し、その回収に困難が生ずると当法人が判断した場合。
 - ②本約款等に対する重大な違反があったとき、またはその疑いがある場合。また、前条3号、4号の事由があり、その程度が甚だしい場合
 - ③前条第1号ないし5号の事由が生じ、当法人が前条による注意を行ったにもかかわらず、かかる事由が解消しなかった場合。
 - ④会員または会員関係者が、高輪倶楽部の内外を問わず、高輪倶楽部の名誉が傷つけられるような言動を行った場合
 - ⑤会員または会員関係者が、高輪倶楽部での言動により、当法人または高輪倶楽部の他の会員等に損害を与えた場合
 - ⑥会員または会員関係者が、高輪倶楽部内において犯罪行為（暴行等を含みます。）に関与した場合
 - ⑦当該会員または当該会員により記名登録した者が、犯罪行為により刑事処分を受けた場合
 - ⑧会員が当法人に事前の通知なく住所を移転した場合、その他会員の住所が不明となった場合
 - ⑨その他、会員または会員関係者が会員等として不適格と判断される行為を行った場合
2. 当法人は前項の場合、届けられた住所宛てに会員資格停止処分にかかる通知を発送し、その発送日をもって会員資格停止処分の開始とします。
3. 当法人は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができるものとします。この場合当法人は届けられた住所宛てに解除通知書を発送することにより、会員資格停止処分を解除することができるものとします。
4. 会員が会員資格停止処分を受けた場合、当該会員により記名登録された者も当然に会員等としての資格が停止されるものとします。

第22条（会員の除名処分）

当法人は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、当該会員を除名することができるものとします。

- ①当法人または高輪倶楽部の名誉または信用を著しく傷付けた場合
 - ②当法人または高輪倶楽部の重要な利益に反する行為を行った場合
 - ③第5条1項3号に該当する者であることが判明し、当該会員につき、単なる資格喪失に止まらず、除名することが適当であると判断される場合
 - ④第5条3項に該当する場合
 - ⑤その他、前条に定める会員資格の無期限停止事由に該当し、除名が相当であると判断される場合
2. 当法人は前項の場合、届けられた住所宛てに会員の除名処分にかかる通知を発送し、その発送日をもって除名処分とします。
 3. 除名された会員は、除名と同時に退会とみなし、各種サービスを利用する権利を喪失し、会員としてのいかなる権利、特典も失うものとします。
 4. 会員が除名処分を受けた場合、記名登録者も当然に会員等としての資格を失うものとします。

第23条（特典、キャンペーン等）

当法人は、その裁量により、会費、各種手数料等、各種サービス利用料、記名登録者数、各種支払条件等について特典の設定、ないしキャンペーン等の実施ができるものと し、会員等はこれを異議なく承諾するものとします。

第24条（禁止事項）

高輪倶楽部では、会員等および同伴者等による、政治活動、宗教活動、ならびに当法人の事前の承諾のない営利活動はできません。

2. 会員等および同伴者等は、高輪倶楽部の内外を問わず、他の会員等の迷惑になる行為や誹謗中傷等の言動は慎むものとします。

第25条（営業時間等）

高輪倶楽部の休館日は、別途当法人の定める日とします。

2. 前項のほか、天災地変等により高輪倶楽部の施設が不測の損害を被った場合、または高輪倶楽部の施設の改修・補修が必要となった場合には、当法人は、相当な期間高輪倶楽部の施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
3. 本条により、高輪倶楽部を休館または一時閉鎖する場合、当法人は、適当と認める方法により、事前に、これを会員に通知します。ただし、緊急を要する場合等、やむを得ない場合にはこの限りではないものとします。

第26条（廃止等）

当法人は、その裁量により、高輪倶楽部の施設の全部または一部を廃止することができるものとします。なお、高輪倶楽部の施設の全部が廃止された場合には、会員は高輪倶楽部の会員権を失うものとします。

2. 当法人は、その裁量により、高輪倶楽部の施設の全部または一部の内容を変更できるものとします。

第27条（振込手数料）会費、各種手数料等、各種サービスの利用料その他一切の金員の支払いに際して発生する振込手数料の負担は特段の定めのない限り、支払義務を負う会員等または同伴者等が負担するものとします。

第28条（本約款等の変更）

当法人は、本約款等の内容を合理的範囲内において変更できるものとし、当該本約款等変更後においては、高輪倶楽部における当法人と会員等との関係は、変更後の本約款等の内容によって規律されるものとします。なお、当法人は、本約款等を変更する際には、当該変更の効力が発生する相当程度以前から、変更内容を本施設内に掲示する等の方法により、会員等に十分周知するものとします。

第29条（合意管轄）

会員等および当法人は、会員契約に関するすべての紛争について、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

<別表>

別表 1

本施設の表示

所在地 東京都港区高輪 3-25-22
対象部分 高輪カネオビル 8F・5F

別表 2 各種手数料等の表示（消費税別途）

役務の内容	手数料の金額	支払方法
初期登録	1 口 1 回の手続きにつき スター 金 10,000 円 3 スター 金 30,000 円 5 スター 金 50,000 円 トップスター 金 100,000 円 プラチナスター 金 100,000 円	第 9 条に基づく方法による

別表 3 会費の表示（消費税別途）

会員の 種類	個人・ 法人の別	月払い 年払いの別	会費(スター)	3 スター	5 スター	トップスター	プラチナスター
正会員	個人 法人	年払い	110,000 円	330,000 円	550,000 円	1,100,000 円	1,650,000 円
		月払い	10,000 円	30,000 円	50,000 円	100,000 円	150,000 円